

児童発達支援施設の併設等について

資料5-3

(これまで)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第10条の規定により、保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合でも、各施設に特有の設備(保育所における保育室など)や、入所者の保護に直接従事する職員について、併設する施設の設備・職員を兼ねることはできない



(令和5年4月1日児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行以降)

例外規定が設けられ、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できる

児童発達支援施設の併設等について

資料5-3

保育所等と併設する児童発達支援事業所等の各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・保育所等部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること。

- ・交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。

そのほか、保育所等と児童発達支援事業所等の明確な区分を建築・整備されていることが求められるほか、川崎市として「保育に支障が生じない場合」を満たす要件を定めています。（参考資料：「保育所等と他の社会福祉施設との併設について」令和5年9月）

設備の共用・人員の兼務には川崎市との事前協議が必要です。現地確認等、必要な手続きがありますので、まずは川崎市にご相談ください。